

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 3-12-2 ASKビル7階

長谷澄夫氏代理人

弁護士 姫野博昭 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

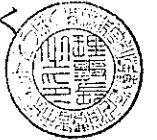
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

当団体から長谷澄夫氏に、令和3年11月30日付けでお送りした照会書に対し、本年1月31日付けの回答書をお送りいただきました。速やかにご回答をいただきありがとうございます。いただいた回答書の内容を踏まえて、以下のとおり要請をいたします。

つきましては、本書面到達後2ヶ月以内に、書面にて当団体まで回答をお送りいただきますようお願いいたします。

第1 要請の趣旨

貴殿が提唱するクラニアルテクニックについて、今後広告等を行う場合、以下の事項を要請します。

- 1 医療行為との誤解を生じないように、「治療」その他これに類する表現を使用しないこと。
- 2 当該施術が、医療行為ではないことを明示すること。

第2 要請の理由

1 上記回答書においては、照会事項1(長谷氏が提唱するクラニアルテクニックについて、「脳の環境を最高のものにし、人間の持つ無限の可能性やその人が持つ本来の能力を上昇させる」という内容の医学的根拠)に対し、参考にした文献等をお示しいただきました。しかし、医療行為として一般的に有効性が認められているものであることまではうかがうことができず、医学的根拠として十分なものとは言えないと思料いたします。

- 2 また、照会事項2（「クラニアル治療」と称することが医師法に抵触する可能性）に対する回答としてお答えいただいているように、長谷氏は医師免許を有していないとのことですので、医療行為と混同を来たすような広告は医師法に違反することになります。
- 3 そこで、施術の効能を広告するとしても、医療行為と誤解を招くような表現を使用しないことは当然として、当該施術が医療行為であるとの誤解を避けるために、医療行為ではないことを明確に表示することが相当と思料いたします。
- 4 以上のような理由により、本書面をもって要請の趣旨記載の事項の実施を求めます。なお、要請の趣旨1については、貴職からの上記回答書においても医師法に抵触する可能性のある広告はしないとの内容が記載されておりますが、当団体としての要請事項を明確にするために、照会書とは別に改めて要請をさせていただきます。

以 上